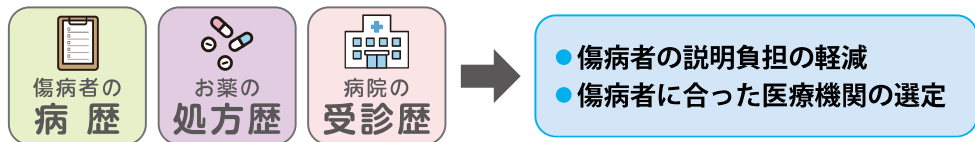


## マイナンバーカードを活用した救急業務実証事業を開始

救急隊員が傷病者のマイナ保険証(健康保険証として利用登録したマイナンバーカードのみ)を活用し、傷病者の医療情報などを閲覧することができるマイナ救急の実証事業を令和7年10月1日から開始しました。本格運用は、令和8年度からの予定です。

マイナ救急の活用で、傷病者の情報をすぐに受け取ることができ、スムーズな処置が可能に！



### 救急隊員が閲覧できる情報

- 救急サマリー(簡易的な診療情報、薬剤情報、特定健診などの情報)
- 過去5年分の診療、薬剤の情報
- 過去5回の特定健診の情報



## マイナ救急を現場で行うとき



## 119番通報時の映像情報提供にご協力ください

119番通報の際、現場の状況をより正確に把握するため、スマートフォンのカメラ機能を使った「映像情報の提供」にご協力をお願いします。

音声だけでは状況が分かりにくい場合、通報者のスマートフォンを通じて現場の映像を確認することで、救急隊員がより迅速で確かな対応を行うことができます。心肺停止が疑われるときや、喉に物を詰まらせている、出血があるなどの場合には、応急手当の方法を動画でお伝えし、通報者による初期対応を支援することも可能です。いざという時に命を守るため、皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。

※スマートフォンからの通報に限ります。  
※詳しくは、消防局ホームページをご確認ください。

119番通報における「映像通報」にご協力を！▶



自主防災訓練や消防訓練に、消防局防災研修センターをご利用ください。



# 国民健康保険の必要な届け出

国民健康保険は、病気やケガをしたときに安心して医療機関を受診できるように、加入者が国民健康保険税を出し合っており、医療費の負担をみんなで支え合う助け合いの制度です。職場の健康保険(社会保険、共済保険など)や後期高齢者医療制度など、他の健康保険に加入している方、生活保護を受けている方を除く、全ての方が国民健康保険に加入する必要があります。

### ◎こんな時は14日以内に届け出をしましょう

※必要な書類などは「国民健康保険の手続き」の二次元コードから事前にご確認ください。

#### ◇国民健康保険に加入する

- 本市に転入してきたとき
- 子どもが産まれたとき
- 職場の健康保険をやめたとき(健康保険の扶養から外れたとき)
- 生活保護を受けなくなったとき



▲国民健康保険の手続き

### ◇国民健康保険を脱退する

- 本市から転出するとき
- 職場の健康保険に加入したとき(健康保険の扶養になったとき)
- 加入者が死亡したとき
- 生活保護を受けるようになったとき

### ◇その他

- 市間で転居したとき
- 世帯主や氏名が変わったとき
- 世帯を分離または合併したとき
- 就学のため市外に住所変更したとき
- 資格確認書をなくしたり汚したりしたとき(再発行)

## マイナ保険証を活用しましょう

マイナ保険証を利用して医療機関を受診すると、過去のデータに基づく適切な医療が受けられます。過去の診療情報などの提供に同意していただくと、医師や薬剤師などが診察やお薬の情報を見ることができるようになり、より正確なデータに基づいた適切な医療を受けられるようになります。また、受付では顔認証機能付きカードリーダーを使用することで、受け付けが迅速化され、待ち時間の短縮につながります。

### マイナ保険証利用のメリット

#### より良い医療が可能に！

初めての医療機関でも、特定検診の情報や今までに使った薬剤情報を医師などと共有できます。

#### 確定申告時に医療費控除が簡単にできる！

マイナポータルとe-Taxを連携することで、データを自動入力できます。

#### 手続きなしで限度額を超える一時的な支払いが免除！

限度額認定証などがなくても、高額医療費制度における限度額を超える支払いが免除されます。



▲マイナンバーカードが健康保険証として利用できます

### 問合せ

- ▶国民健康保険について  
本庁保険年金課国保G(内線2841、2843)
- ▶納付相談について  
本庁収納課収納G(内線2450、2451)